

専 用 部 分		
項 目	基 準	チェック結果
1 3 住戸の玄関扉		
(1) 材質構造	<p>住戸の玄関扉の材質は、スチール製等の破壊が困難なものであるか。</p> <p>外部からの施錠部のデッドボルトが見えない構造、又はガードプレート等を設置されているか。</p> <p>ガラス部がある場合は、防犯ガラス等の使用により容易に破壊、解錠されない対策を講じられているか。</p> <p>全国基準では、住戸の玄関は、防犯建物部品又は防犯建物部品の同等品(以下「防犯建物部品等」という。)の扉(枠を含む。)及び錠又はその他の建具を設置することと定めていることから、これらの使用、設置が強く求められる。</p> <p>以下同じ(注3参照)</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p> <p>必須 添付書 頁参照</p> <p>必須 添付書 頁参照</p>
(2) 錠	<p>ツーロックであるか。</p> <p>取付困難な場合は、その位置については、補助錠でも良い。</p> <p>電気錠は認めるが、錠穴が存する場合は、補助錠の設置が必要である。</p> <p>ピッキング、サムターン回しが困難なもので、面付錠、彫込箱錠等破壊が困難な構造のものであるか。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p> <p>必須 添付書 頁参照</p>
(3) ドアスコープ、ドアチェーン等	<p>外部の来訪者を確認するため、ドアスコープ、小窓等を設置すること。又は、室内に住戸玄関前が写るモニターを設置しているか。</p> <p>ドアスコープは、容易にはずされたり、外部から室内を覗き見られない対策を講じること。</p> <p>小窓が侵入可能な規模の開口部となる場合は、防犯ガラス等の使用により容易に侵入されない対策を講じること。</p> <p>侵入可能な規模の開口部とは、短辺が20センチメートル以上のものをいう。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p>

	<p>サムターン回しに利用されるおそれのある新聞受、郵便受様の開口部（穴）は認めない。</p> <p>破壊が困難なドアチェーン、ドアガードを設置しているか。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p>
(4) 専用玄関の照明	<p>照明設備（常夜灯又はセンサー付きライト）を設置しているか。</p> <p>共用廊下等の照明設備との兼用は、可能である。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p>
14 インターホン等		
(1) 外部との通話	<p>住戸内には、住戸玄関及び共用玄関の外側との間での通話可能な機能を有するインターホン、又はドアホンを設置しているか。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p>
(2) 機能	<p>共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有しているか。</p> <p>管理人室が設置されている場合は、管理人室との間で通話可能な機能を有することが望ましい。</p> <p>共用玄関に設置された専用カメラの映像を写すモニター機能を有することが望ましい。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p>
(3) 非常通報装置の設置	<p>居住者の安全対策として、全住戸内に非常通報装置を設置して、常時、管理人又は警備会社等が対応、措置できる態勢を確保しているか。</p> <p>即応態勢の確保については、申請時又は現場検査時までには、契約書の写し、販売パンフレット、実施計画書等の有効な書面等を提出すること。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p>
15 住戸の窓		
(1) 共用廊下等に面する住戸の窓及び接地階に存する住戸の窓	<p>共用廊下等に面する住戸の窓及び接地階に存する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）は、防犯ガラス又は面格子、窓シャッターとし更に鍵付きクレセントの設置等の侵入防止に有効な措置を講じているか。</p> <p>共用廊下等に面する窓で、共用廊下等の床面又は地面及び足掛かりから窓の下端までの高さが2メートル以上であって、かつ、共用廊下等から当該窓までの水平距離が0.9メートル以上である窓は、除くものとする。</p> <p>侵入のおそれのない窓とは、短辺が20センチメートル未満のものをいう。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p>

	<p>全国基準では、住戸の共用廊下等に面する窓及び接地階に存する住戸の窓については、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子、雨戸又は窓シャッターその他の建具を設置することと定めていることから、これらの使用、設置が強く求められる。以下同じ。(注3を参照)</p>		
(2) バルコニー等に面する窓	<p>接地階及びその直上階並びに最上階のバルコニー等に面する住戸の窓及び出入口は、鍵付きクレセントの設置又はツーロックになっているか。</p> <p>ツーロックの場合、両鍵の間隔は、90cm以上とするのが望ましい。</p> <p>鍵付きシャッター窓、二重窓は、ツーロックとみなす。</p> <p>開閉センサーは、補助錠等の代替とはならないが、設置は望ましい。</p> <p>接地階のバルコニー等に面する住戸の窓及び出入口をセキュリティラインとする場合は、防犯ガラス又は面格子、窓シャッターとし、更に鍵付きクレセントの設置等の侵入防止に有効な措置を講じているか。</p> <p>上記以外の階のバルコニー等に面した窓は、鍵付きクレセントが設置されているのが望ましい。</p> <p>通風窓付扉等についても、防犯ガラス又は鍵付きクレセントの設置等の侵入防止措置を講じること。</p> <p>1階部分に2階建てに相当するような機械式駐車場が設置されている等の場合は、防犯上の観点から階層を決定する。</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p> <p>必須 添付書 頁参照</p>	
16 バルコニー			
(1) 侵入防止策	<p>住戸のバルコニーは、伝い渡り等による侵入を抑制するため、隣接する建物、縦樋、容易によじ上げられるフェンス及び電柱等と接近する部分については、外部から侵入しにくい構造、又は面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講じているか。</p> <p>共用部から隔壁を回り込まれ、又は隣接建物等からの伝い渡り等のおそれがある場合は、</p> <p>ア 回り込み防止柵の突出部は、35センチメートル</p>	<p>必須 添付書 頁参照</p> <p>必須 添付書 頁参照</p>	

	<p>ル以上を確保しているか。</p> <p>イ 水平離隔距離が2メートル以下の場合は、忍び返し、面格子等で侵入防止の措置を講じているか。</p> <p>隔壁部が消防用進入路で破壊錠となっている場合は、警報装置の付設が必要である。また、隔壁部が仕切り板の場合は、警報装置を付設するか、同所に接するベランダで次の仕切り板までの間に面する住戸の窓や扉に、鍵付きクレセントや補助錠等での補強が必要である。</p>	
(2) 手摺り付随部分	<p>バルコニーの手摺りやそれに付随するフェンス等の部分は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しを確保した構造になっているか。</p>	<p>推奨 添付書 頁参照</p>
(3) 接地階	<p>外部の住居周りは、住居のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保しているか。</p> <p>専用庭に設置する柵、垣は、侵入防止に有効な構造になっているか。</p>	<p>推奨 添付書 頁参照 推奨 添付書 頁参照</p>